

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部改正
旅行あつ旋業の登録まつ消
土地改良区設立認可
基本測量の終了
保安林の解除予定
- ◇告示 鳥取県農業改良資金債務保証規程の一部改正
鳥取県農業改良資金貸付規程の一部改正
鳥取県農業改良資金貸付基準
鳥取県農業改良資金債務保証基準
- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則
- ◇県会告示 技能労務職員の給与に関する規則

規則

鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を改正する規則

をこゝに公布する。

昭和三十二年十月二十九日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第四十七号

鳥取県農業改良資金利子補給規則の一部を改正する

規則

鳥取県農業改良資金利子補給規則（昭和三十一年七月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

施設資金の種類

利子補給率

- 一、耕作用トラクターの取得に要する資金 年一分九厘
- 二、回転まぶしその他の改良まぶしの取得に要する資金 //
- 三、たい肥舎の造成に要する資金 //
- 四、畜舎の造成に要する資金 //
- 五、サイロの造成に要する資金 //
- 六、稚蚕共同飼育施設の造成に要する資金 //
- 七、蚕室の造成に要する資金 //

八、事業費が十二万五千円以下の土地改良事業に要する資金

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年八月九日から適用する。
- この規則適用前に鳥取県農業改良資金債務保証規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号）第一条の規定の保証を受けて、同規程第三条の規定による条件で貸付けられた利子補給の対象となる施設資金の利子補給率については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百三十五号

旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十条の規定により次のとおり旅行あつ旋業の登録をまつ消した。

昭和三十三年十月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 名称及び営業所の所在地 代表者氏名

邦人 昭和三十一年十月二日 有有限会社 米子市角盤 足立義人
第一号 山陰観光 町寺丁目九 九番地

鳥取県告示第五百三十六号

東伯郡東伯町大字丸尾桑本吉太郎ほか十四人の者から申請の大元土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十三年十月十八日認可した。

昭和三十三年十月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百三十七号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十三年十月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一、作業種類 基本測量（一、二等三角測量）
二、作業地域 鳥取市、倉吉市

東伯郡 三朝町、赤碕町、関金町、北条町、東伯町、羽合町、東郷町、泊村

西伯郡 名和町、中山町

気高郡 鹿野町、気高町、青谷町

三、終了月日 九月三十日

鳥取県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年十月二十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂

市郡	町村	大字	字	地番	台帳番	見込	解除予定 （見込） （見込）	指定の目的	申請者	所有者
東伯	羽合	長瀬	二ノ御建ノ山下	一、五三の二	八四六	八四六	三三三	飛砂防備 国道改築の ため	東伯郡羽合町長 秋田義治	東伯郡羽合町長 東羽合町

鳥取県告示第五百三十九号

鳥取県農業改良資金債務保証規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第三条の表を次のように改める

施設資金の種類	利率	償還期間	据置期間
一、水田水口冷水被害防止施設の造成に要する資金	年一割	三年以内	なし
二、耕作用トラクターの取得に要する資金	年八分一厘	五年以内	一年
三、回転まぶしその他の改良まぶしの取得に要する資金	〃	〃	〃
四、病虫害防除用動力機具の取得に要する資金	年一割	〃	〃
五、畜力用農機具の取得に要する資金	〃	〃	〃
六、穀物乾燥機の取得に要する資金	〃	〃	〃
七、果樹又は野菜の給水施設の取得又は造成に要する資金	〃	〃	〃
八、簡易かんがい排水施設の取得又は造成に要する資金	〃	〃	〃
九、飼料用動力カッターの取得に要する資金	〃	〃	〃
十、簡易肥料配合施設の取得に要する資金	〃	〃	〃
十一、果樹棚の造成に要する資金	〃	〃	〃
十二、農業者の副業として農産加工を行うために必要な施設の取得に要する資金	〃	〃	〃
十三、たい肥舎の造成に要する資金	年八分一厘	七年以内	〃
十四、畜舎の造成に要する資金	〃	〃	〃
十五、サイロの造成に要する資金	〃	〃	〃
十六、稚蚕共同飼育施設の造成に要する資金	〃	〃	〃

十七、蚕室の造成に要する資金	〃	〃	〃
十八、農林大臣の定める規模をこえない規模の土地改良事業に要する資金	年五分	十年以内	〃
附 則			
1 この規程は昭和三十二年八月九日から適用する。			
2 この規程適用前に、鳥取県農業改良資金債務保証規程第一条の規定による保証を受けて、第三条の規定による条件で、貸付けられた施設資金の率については、なお従前の例による。			
鳥取県告示第五百四十号			
鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）の一部を次のように改正する。			
昭和三十三年十月二十九日			
鳥取県知事 遠 藤 茂			
第二条中「並びに法第四条に規定する県が定める額は次の表のとおりとする。」を「は次の表のとおりとし、法第四条に規定する県が定める額は別に定めるところによる。」に改め、表を次のように改める。			
技 術 導 入 資 金 の 種 類		償 還 期 間	
一、保温折衷苗代を設置するために必要な資材の購入に要する資金		一年以内	
二、なたねの共同育苗ほを設置するために必要な資材の購入に要する資金		〃	
三、耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金		酸性土壌改良二年以内 秋落水田改良三年以内	
四、桑園の改植を行うために必要な桑苗の購入に要する資金		三年以内	

五、防災桑園（風雨による耕土の流亡等土壌の侵しよくの防止を目的として設置される桑園をいう。）を設置するために必要な桑苗の購入に要する資金 三年以内

附 則

この規程は、昭和三十二年十月二十九日から施行する。

鳥取県告示第五百四十一号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十一年八月鳥取県告示第三百四十八号）の全部を次のように改正する。

昭和三十三年十月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県農業改良資金貸付基準

鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）第二条の規程に基き、県が定める額及び貸付基準を次のように定める。

資金の種類 貸付対象資材 貸付の相手方 標準事業費 貸付申請時期（貸付決定時期）

一、保温折衷苗代を設 温床紙 水稻健苗育成施設普及促進法（昭和二十九年法律第二百二十三号）第三条第一項の規定により知事が寒高冷地区として指定した区域内の農業者又はその組織する団体 坪当り 一月末日 温床紙購入費 六〇円

二、なたねの共同育苗 種子、肥料、 農業者の組織する団体 苗戻反当り 八月一日 必要資材の購入に 諸材料 二、四〇円（九月） 要する資金

三、耕土培養事業にお 耕土培養法 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の定めるところにより行う 耕土培養事業を施行する農業者又はその組織する団体 其の都度決定 秋落水田改良 十一月末日 酸性土壌改良 八月一日（九月）

四、桑園の改植を行う 桑 苗 反当り 十月一日 ために必要な桑苗の 桑 苗 桑苗（六〇〇本）（十一月） 購入に要する資金 三、〇〇〇円

五、防災桑園（風雨による耕土の流亡等土壌の侵しよくの防止を目的として設置される桑園をいう。）を 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九六号）により指定された区域内の農業者又はその組織する団体 反当り 十月一日 設置するための必要 桑苗（六〇〇本）（十一月） する資金 四、〇〇〇円

二、なたねの共同育苗 種子、肥料、 農業者の組織する団体 苗戻反当り 八月一日 必要資材の購入に 諸材料 二、四〇円（九月） 要する資金

三、耕土培養事業にお 耕土培養法 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の定めるところにより行う 耕土培養事業を施行する農業者又はその組織する団体 其の都度決定 秋落水田改良 十一月末日 酸性土壌改良 八月一日（九月）

四、桑園の改植を行う 桑 苗 反当り 十月一日 ために必要な桑苗の 桑 苗 桑苗（六〇〇本）（十一月） 購入に要する資金 三、〇〇〇円

五、防災桑園（風雨による耕土の流亡等土壌の侵しよくの防止を目的として設置される桑園をいう。）を 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九六号）により指定された区域内の農業者又はその組織する団体 反当り 十月一日 設置するための必要 桑苗（六〇〇本）（十一月） する資金 四、〇〇〇円

鳥取県告示第五百四十二号

鳥取県農業改良資金債務保証基準（昭和三十一年八月鳥取県告示第三百四十七号）の全部を次のように改正する。
昭和三十三年十月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県農業改良資金債務保証基準

鳥取県農業改良資金債務保証規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号）に基き保証の対象となる施設資金は同規程によるほか、この基準によるものとする。

資金の種類 貸付対象施設の種類 貸付の相手方 標準事業費 債務保証
委託申請 債務保証
時 期 決定時期

一、水田水口冷水 硬質ビニール板 一反当り三〇メートル 三月 四月 月

被害防止施設の 造成に要する資 金 (メートル当り四〇円) 三月 四月 月

二、耕作用トラク ターの取得に要 する資金 農用小形トラクター 開拓者及び自作農維 持創設資金融通法に 基く貸付を受けた者 を除く 動力耕うん機 一台 二五,〇〇〇円 三月 四月 月

三、回転まぶし、 その他の改良ま ぶしの取得に要 する資金 回転まぶし、その 他これに準ずる改 良まぶし 一組四〇〇円 七月 八月 月

四、病虫害防除用 動力機具の取得 に要する資金 動力付噴霧機及び その他の動力用防 除機具 動力噴霧機 一台 一〇〇,〇〇〇円 三月 四月 月

五、畜力用農機具 の取得に要する 資金 畜力用農機具（す き、カルチペータ ー、カルチペータ ー部品、土入機、 碎土機、水田培土 機、みぞさらえ機 兼用機 一台 六〇,〇〇〇円 三月 四月 月

六、畜力用農機具 の取得に要する 資金 畜力用農機具一台に 付きすき 六〇,〇〇〇円 八月 九月 月

七、カルチペータ ーの取得に要す る資金 カルチペータ ー本機 六,〇〇〇円 八月 九月 月

八、カルチペータ ーの取得に要す る資金 カルチペータ ー部品 (六種類) 八,〇〇〇円 八月 九月 月

九、畜力用農機具 の取得に要する 資金 畜力用農機具（す き、カルチペータ ー、カルチペータ ー部品、土入機、 碎土機、水田培土 機、みぞさらえ機 兼用機 一台 六〇,〇〇〇円 三月 四月 月

一〇、カルチペータ ーの取得に要す る資金 カルチペータ ー本機 六,〇〇〇円 八月 九月 月

一〇、カルチペータ ーの取得に要す る資金 カルチペータ ー部品 (六種類) 八,〇〇〇円 八月 九月 月

水田中耕除草機
のうち二機種以上
を組合せたもの

碎土機 五、000円
水田培土機 六、000円
みぞさらえ機 六、000円

水田中耕除草機 四、000円

以上を適宜組合せたもの

六、穀物乾燥機の

火力及び熱利用に

同 右

火力式 五石式

八月 九月

取得に要する

よる穀物乾燥機及

同 右

一台 五、000円

資金

び附帯施設

七、果樹又は野菜

果樹かんがい用貯

同 右

貯水そう及び附帯施設

五月 六月

の給水施設の

水そう及び附帯施

同 右

反当り 一五〇石入

取得又は造成

設並びに灌水ポン

同 右

一基 一〇〇、000円

に要する資金

プ及び附帯施設

同 右

かん水機、動力機及び

附帯施設

一基 五、000円

八、簡易かんがい

かんがい排水用ポ

同 右

かん排水機、動力機

四月 五月

排水施設の取

得又は造成に

同 右

及び附帯施設

九月 十月

要する資金

ンプ及び附帯施設

同 右

一基 五、000円

九、飼料用動力カ

飼料用動力用カッ

開拓者、集約酪農地

動力カッター

四月 五月

ッタ一の取得

ター

域内において乳牛を

吹上式一台五、000円

九月 十月

に要する資金

飼育する者、自作農

維持創設資金融通法

切落式一台二五、000円

に基く貸付を受け

た

に基く貸付を受けた

原動機を同時に必要

とする場合

者及び寒冷地農業振

興対策要綱(昭和三十

とする場合

年五月六日農林事務次

官通達)に基き、国

発動機(二馬力)

モーター(二馬力)

一〇、000円

三、000円

有家畜の貸付を受け

三、000円

ることをなつた者を

除く

除く

除く

除く

除く

除く

除く

除く

除く

除く

除く

除く

除く

除く

十、簡易肥料配合 肥料配合機及び附
 施設の取得に 帯施設
 要する資金
 肥料配合機 三月 四月
 一台 一〇、〇〇〇円
 ひょう量機
 一台 八、〇〇〇円

十一、果樹だなの なし又はぶどうの
 造成に要する 果樹だなの新設
 資金
 果樹だなの施設 十月 十一月
 一反当り 四、〇〇〇円

十二、農業者の副 副業として営む農
 業と農産加工 産加工のための機
 を行うために 械器具及び附帯施
 必要な施設の 設
 取得に要する 法に基く貸付を受け
 資金 た者を除く
 (1) わら加工施設 九月 十月
 動力わら打機
 一台 三〇、〇〇〇円
 〃 製じよう機
 一台 三〇、〇〇〇円
 〃 製えん機
 一台 三〇、〇〇〇円
 動力なわ仕上機
 一台 三〇、〇〇〇円
 以上を適宜組合せた

もの共同加工場の場

合は上屋を認める

(2) つけ物施設

タンク二石入

100,000円

上屋 10坪

100,000円

(3) 乾燥施設

乾燥機

一台 110,000円

上屋五坪 100,000円

小型一むね当り六坪

(坪当り九,〇〇〇円)

西 50,000円

大型一むね当り二五坪

(坪当り八,〇〇〇円)

110,000円

十三、たい肥舎の

造成に要する

資金

原則として大家畜

保有農家のたい肥

舎新設

開拓者、集約酪養地

域内において乳牛を

飼育する者 自作農

維持創設資金融通法

に基く貸付を受けた

者及び寒冷地農業振

興対策要綱に基き、
国有家畜の貸付を受
けることとなつた者
を除く

十四、畜舎の造成 に要する資金	大家畜用畜舎の新 設（これに直接附 帯する尿たまりを 含む）	同 右	一 むね当り （坪当り 10,000円） 九月 十月 三月 四月
十五、サイロの造 成に要する資 金	サイロの新設	同 右	小型（五坪）200,000円 大型（10坪）400,000円 三月 四月 九月 十月 一基 25,000円 大型（九尺×八尺） 一基 20,000円 七月 八月 二月 三月 （坪当り七,000円） 六五,000円
十六、稚蚕共同飼 育施設の造成 に要する資金	稚蚕共同飼育施設 （飼育場及び附帯 施設）の新設		一 むね当り二五坪 （坪当り七,000円） 七月 八月 二月 三月

十七、蚕室の造成 に要する資金	専用蚕室の新設	開拓者及び自作農維 持創設資金融通法に 基く貸付を受けた者 を除く	一 むね当り二〇坪 （坪当り二五,000円） 七月 八月 三月 月 二五,000円
--------------------	---------	--	---

十八、十二万五千 円以下の土地 改良事業に要 する資金	一 団地の事業に対 する事業費が二五、 〇〇〇円以下の小土 地改良（客土、床 締、暗渠排水、区 画整理、けし畔改 良、用排水路、開 畑その他の耕地の 改良又は保全）並 びに農道、索道及 び附帯施設	(1) 土地改良事業 客土又は床締 一 反当り六,000円 暗きよ排水又は区 画整理一反当り 一〇,000円 用排水路 一 反当り八,000円 (2) 農道 一メートル当り 400円 (3) 索道	七月 八月 三月 月
--------------------------------------	--	---	---------------

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第七号

鳥取県警察の組織に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十八条並びに鳥取県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年鳥取県条例第二十九号)第三条の規定に基づき鳥取県警察(以下「県警察」という。)の組織及び所掌事務等について必要な事項を定めることを目的とする。

(課の所掌事務及び係の設置)

第二条 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例第二条により設置された課及び警察法第五十四条により附置された鳥取県警察学校(以下「各課」という。)の所掌

事務は、それぞれ別表中欄のとおりとし、下欄にかか
げる係を置く。

2 係の事務分掌は、所属長が定める。

(警察署の係の設置)

第三条 各警察署に次にかかげる係を置く。

- 警 務 係
 - 会 計 係
 - 刑 事 係
 - 防 犯 統 計 係
 - 鑑 識 係
 - 警 備 係
 - 警 ら 交 通 係
- (警察官以外の職員)
- 事務吏員(主事)
 - 技術吏員(技師)
 - 書記
 - 技 手

第四条 県警察に、警察官のほか次に掲げる職員を置く。

(イ) 手動式

一メートル当り

五〇〇円

(ロ) 動力式

一メートル当り

一、五〇〇円

ただし、標準貸付額
は右の標準事業費に
含まれる自己負担労
務費を除く金額の〇
%とする

小使

(課、署長)
第五条 課に課長、警察学校に校長を置く。

2 課長校長及び署長(以下「課署長」という。)は、鳥取県警察本部長(以下「本部長」という。)の指揮監督を受け、各課及び各署(以下「各課署」という。)の所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
3 課署長は、警視正又は、警視の階級にある警察官をもつてあてては、
(監察官)

第六条 警務課に、監察官を置く。

2 監察官は、警視の階級にある警察官をもつてあて、警務課長の指揮を受け、監察に関する事務を処理する。
(次席)

第七条 各課署にそれぞれ次席(警察学校にあつては教頭。以下同じ。)を置く。

2 次席は、警視又は警部の階級にある警察官をもつ

てあてては、

3 次席は、課署長の指揮監督を受け課署長の職務遂行についてこれを補佐する。
(課、署長補佐)

第八条 各課に課長補佐、各警察署に署長補佐(以下「課署長補佐」という。)を置くことができる。

2 課署長補佐は、警部の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもつてあてては、
3 課署長補佐は、当該課署長の命ずる事務について課署長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(係長)

第九条 第二条及び第三条の規定により設置された係にそれぞれ係長を置くことができる。

2 係長は警部、警部補の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもつてあてては、
3 係長は、上司の命をうけ当該係に属する事務を整理し部下職員を指揮監督する。

(主任)

第十条 各係にそれぞれ主任を置き、巡査部長の職にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもつてあてては、
2 主任は、上司の命をうけ当当事務を整理し、部下職員を指揮監督する。
(係員)

第十一条 各係に所要の係員を置き、巡査及びその他の職員をもつてこれにあてては、
2 係員は、上司の命をうけ担当の事務処理にあたる。
(任命手続)

第十二条 第五条乃至第十一条の任命は、左の区分によ

- 一、本部長秘書に關すること
- 二、本部長印及び県本部印の管守に關すること
- 三、県本部文書の往復に關すること
- 四、警察一般統計並びに調査に關すること
- 五、警察広報に關すること
- 六、公安委員会の庶務に關すること

秘書課

り行う。

一、課署長、監察官、次席、課署長補佐及び係長は本部長が任命する。ただし、警視正を除く。

二、主任及び係員は本部長の定めるところによる。
(権限委任)

第十三条 この規則の施行に關し、必要な細目的事項は本部長が定める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。
2 鳥取県警察本部各課の所掌事務に關する規則(昭和二十九年鳥取県公安委員会規則第五号)は廢止する。

庶務係	秘書係	文書係	広報係	公安委員会	庶務係
-----	-----	-----	-----	-------	-----

捜査課	教養課	
<p>一、刑事警察の組織運営に関する事 二、捜査技術の指導、教養に関する事 三、留置場の管理及び留置人に関する事</p>	<p>一、警察一般教養に関する事 二、警察学校教養に関する事 三、職員の教養訓練に関する事 四、教養資料のしゅう集、調査に関する事 五、警察音楽隊に関する事 六、機関紙の編集に関する事</p>	<p>十二、職員の健康管理に関する事 十三、県本部諸規程の審査に関する事 十四、県本部の宿(日)直に関する事 十五、県本部庁舎の防護に関する事 十六、警察共済組合及び家族保険に関する事 十七、警察通信の使用管理に関する事 十八、県本部他課の所掌に属しない事</p>
庶務係 指導係 強行犯第一係	庶務係 一般教養係 学校教養係 術科指導係	

警務課	会計課
<p>一、警察区画に関する事 二、県本部の総合企画に関する事 三、職員の人事、定員に関する事 四、職員の考査並びに試験に関する事 五、職員の勤務並びに服務規律に関する事 六、職員の監察並びに表彰に関する事 七、職員の給与に関する事 八、恩給、退職金及び公務災害に関する事 九、給貸与品に関する事 十、被服、自動車、けん銃、その他装備に関する事 十一、職員の福利厚生に関する事</p>	<p>一、予算及び決算に関する事 二、会計経理に関する事 三、国有財産、県有財産並びに物品に関する事 四、金銭、物品の出納、検査に関する事 五、庁舎及び宿舍の管理に関する事 六、遺失物に関する事</p>
庶務係 人事係 給与係 厚生係 装備第一係 装備第二係 企画係 監察係	庶務係 予算係 出納係 監査係 調度係 管財係

防犯統計課	
<ul style="list-style-type: none"> 一、犯罪の予防一般に関する事 二、少年の輔導及び少年関係犯罪の取締に関する事 三、風俗営業その他風俗の取締に関する事 四、質屋営業、古物営業及び金属屑営業の取締に関する事 五、銃砲刀剣類、火薬類その他危険物の取締に関する事 六、経済関係犯罪の取締に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 四、押送及び護送に関する事 五、移動警察に関する事 六、強行犯罪の捜査及び検挙に関する事 七、涉外犯罪に関する事 八、智能犯罪の捜査及び検挙に関する事 九、瀆職犯罪の捜査及び検挙に関する事 十、選挙犯罪の捜査及び検挙に関する事 十一、会社犯罪の捜査及び検挙に関する事 十二、破壊犯罪の捜査及び検挙に関する事 十三、犯罪及び犯罪者の手配に関する事 十四、その他他課の所管に属しない犯罪の捜査及び検挙に関する事
庶務係 防犯係 少年係 保安係 特別法犯係 犯罪統計係	強行犯第二係 智能犯第一係 智能犯第二係

警備係	鑑識課	
<ul style="list-style-type: none"> 一、警備情報に関する事 二、外国人登録法及び出入国関係犯罪の捜査に関する事 三、密貿易関係法令違反のうち社会運動を背景とするものに関する事 四、警備犯罪に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 一、犯罪手口及び犯罪写真に関する事 二、指紋に関する事 三、変死、変傷の検視、検証に関する事 四、贓品及び遺留品に関する事 五、法医に関する事 六、その他犯罪鑑識に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> 七、麻薬及び覚せい剤の取締に関する事 八、密貿易事犯の取締に関する事 九、売春関係事犯の取締に関する事 十、家出人、精神病者、浮浪者等の保護に関する事 十一、犯罪統計に関する事 十二、その他、他課の所管に属しない特別法犯罪の取締に関する事
庶務係 防犯係 少年係 保安係 特別法犯係 犯罪統計係	庶務係 現場係 指紋係 手口係 写真係 資料係 法医化学係	調査係 第一係 第二係 第三係 第四係 第五係 第六係 第七係 第八係

<p>警ら交通課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一、警察法第七十一条の緊急事態警備に関する事 二、警備、警護その他警備実施に関する事 三、非常召集に関する事 四、外勤々務に関する事 五、派出所（警部派出所を除く）駐在所等の設置に関する事 六、列車の警乗に関する事 七、交通警察に関する事 八、自動車の運転免許に関する事 九、緊急事態における消防の応援に関する事 十、機動通信の運用に関する事 	<p>庶務係 外勤係 交通係 警備実施係 運転免許係</p>
<p>警察学校</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一、初任巡查の教養訓練に関する事 二、現任警察官の教養訓練に関する事 	<p>庶務係 教務係</p>
<p style="text-align: center;">県会規則</p> <p style="text-align: center;">鳥取県会告示第二号 技能労務職員の給与に関する規則をここに公布する 昭和三十二年十月二十九日 鳥取県会議長 木島公之</p>		
<p style="text-align: center;">技能労務職員の給与に関する規則</p> <p>技能労務職員の給与の額及びその支給方法等については、技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の適用を受ける者の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。</p>		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火、金

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取県
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町